◎農薬項目は、全地点で指針値を満足

平成２年に環境庁（現環境省）で「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」がまとめられ、項目と指針値が示されています。

国土交通省は、河川でこれらの項目の水質調査を実施した結果、農薬に関する４５項目のうち、平成１７年は**１０水系５４地点７７６検体を調査し、いずれも指針値を満足**しました。

◎ダイオキシンは、全地点で環境基準を満足

平成１７年度における東北の一級河川において、ダイオキシン類※1を調査した結果※2、**１２水系２９地点全てで環境基準を下回っています。**

今後も監視を行っていくとともに、過去に比較的高濃度なダイオキシン類が検出された地点においては、引き続き監視を強化していきます。

※１： 主にゴミの焼却や化学物質の合成時に生成される有機塩素化合物で、一般にポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD)と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（ｺﾌﾟﾗﾅｰPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにｺﾌﾟﾗﾅｰPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義されました。

※２： この調査は、平成１２年１月１５日に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されたことを踏まえ、国土交通省では一級河川直轄管理区間のダイオキシン類濃度の実態把握を目的に水質と底質の調査を行っています。

◎環境ホルモンは、４水系５地点で検出

平成１７年度における東北の一級河川において、環境ホルモン（正式名称「内分泌かく乱物質※1」という。）として疑いのある物質について、水質８項目※2および底質１項目※3を調査した結果、**１３地点中、**下記の**４水系５地点で１項目（エストロン）が検出**されました。

現在、環境ホルモンについては、環境基準が無いことから、今回の調査結果について問題があるかどうかの判断はできません。しかしながら、将来的な対策等のため、データの蓄積を図る必要があることから、引き続き、水系１地点以上という原則等を考慮し、それまでの調査結果を基に効率化・重点化を図りながら、重点監視地点となっている箇所は毎年、その他の箇所は３年から６年サイクルで監視を継続していきます。

物質名　：　（水質）　エストロン※4　　（μg/L）

調査地点		H13	H14	H15	H16	H17	重点調査濃度※5
岩木川	三好橋(青森県五所川原市)	0.00067	0.00055	ND	ND	0.0013	0.0005
	乾橋(青森県五所川原市・つがる市)	－	－	ND	ND	0.0013	
名取川	閖上大橋(宮城県仙台市)	－	ND	－	－	0.00064	
阿武隈川	岩沼(宮城県岩沼市)	ND	0.00076	ND	ND	0.0011	
北上川	登米(宮城県登米市)	ND	ND	－	－	0.00075	
東北管内での検出箇所数		2	2	2	0	5	

－：未観測　　ND：不検出

※１　内分泌かく乱物質：　動物の生体内に取り込まれた場合に本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性物質。

※２　水質調査項目：　4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノール、フタル酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ、ﾋﾞｽフェノール A、フタル酸ｼﾞ-2-エチルヘキシル、ｱｼﾞﾋﾟﾝ酸ｼﾞ-2-エチルヘキシル、エストロン、17β-エストラジオール

※３　底質調査項目：　ﾍﾞﾝｿﾞ(a)ﾋﾟﾚﾝ

※４　エストロン：　エストロゲン活性（哺乳類卵胞や乳腺の発育を促し、二次性的性徴（乳房）を発達させる等）を起こす物質です。既往の報告等が十分ではない状況であり、河川への影響は未解明で、環境基準は設定されていませんが、国土交通省では独自に重点調査濃度を設定しています。

※５　重点調査濃度：　重点的な調査を実施するか否かの判断基準として、国土交通省河川局が独自に設定したものです。